

大規模災害時の法制度に関する抜本的な見直しを求める意見書

世界有数の災害大国である我が国においては、近年でも、平成 23 年東日本大震災や平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、平成 28 年熊本地震など、甚大な被害をもたらした大規模災害が頻発している。さらには、南海トラフ地震や首都直下地震等の広域にわたり、かつ、大都市部への甚大な被害が想定される巨大地震が発生するおそれが指摘されている。

こうした大規模災害に対しては、大都市としての総合力を持つ指定都市が、防災、応急救助、さらには復興・復旧まで切れ目なく一体的に災害対応していくことが必要である。

しかしながら、現行の災害対応法制では、通常の大災害時には指定都市が実施する避難所及び応急仮設住宅の供与をはじめとする救助権限が、災害救助法適用時には道府県に移り、指定都市が持つ災害対応力を迅速かつ最大限に発揮できる仕組みとなっていない。

指定都市が災害救助等の事務・権限を自ら包括的に担い、その能力を十分に発揮できる自立的かつ機動的な体制を確立することが、来るべき大規模災害への備えとなることは論を待たず、現行の災害対応法制の見直しは急務である。

よって、国におかれては、法律制定後、半世紀以上が経過している災害救助法や災害対策基本法に基づく災害対応法制を抜本的に見直し、指定都市が持つ能力を十分に発揮できる制度を新たに構築すべく、国の主導において、指定都市を災害救助の主体とする法改正を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣
あ て

平成 29 年 9 月 29 日提出

提出者	相模原市議会議員	小野沢	耕一
提出者	相模原市議会議員	久保田	浩孝
提出者	相模原市議会議員	山下	伸一郎
提出者	相模原市議会議員	小田	貴久
提出者	相模原市議会議員	臼井	貴彦
提出者	相模原市議会議員	小野	弘
提出者	相模原市議会議員	石川	将誠
提出者	相模原市議会議員	五十嵐	千代
提出者	相模原市議会議員	西家	克己

核兵器廃絶に向けた取組みと核兵器禁止条約に参加できるような橋渡し
としての役割を担うことを求める意見書

国際社会において、これまでも核兵器の廃絶や恒久的な世界平和の創出に向けた取組みが進められてきている中で、国連本部において本年 7 月 7 日に 122 か国の賛成により「核兵器禁止条約」が採択された。

この条約は、核兵器の非人道性を明示し、その使用や実験、保有など法的に禁止する国際条約であり、多くの核兵器非保有国の支持・賛同を集め、100 か国以上の加盟により発効する見通しである。

このように初めて厳しい国際規範が誕生することは画期的であるが、今後も核兵器廃絶の実現に向けた特段の取組みが必要である。

日本が取り組むべきことは、この条約に至るまでの過程において大きな課題となった核保有国と非核保有国との溝を着実に埋めていく作業である。

日本政府は双方の有識者からなる「賢人会議」を開催し、そこで核兵器廃絶に向けての対話を進める方針であり、本年 11 月に広島で初会合が行われ、この条約の趣旨を重く受け止め、核兵器廃絶に向けた対話が実現することに期待をする。

相模原市は、昭和 59 年に「相模原市核兵器廃絶平和都市宣言」を決議し、核兵器廃絶と恒久平和のため市民と共に取組み、一日も早い実現を願ってきたところである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対して、唯一の戦争被爆国である日本の使命を果たすため、核兵器保有国と非保有国のすべてが「核兵器禁止条約」に参加できるような橋渡しとしての役割を担い、対話を通し具体的な軍縮への歩みが着実に進むよう、核兵器廃絶に向けた一層の取組みを求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣
あ て

平成29年9月29日提出

提出者	相模原市議会議員	小野沢	耕一
提出者	相模原市議会議員	久保田	浩孝
提出者	相模原市議会議員	山下	伸一郎
提出者	相模原市議会議員	小田	貴久
提出者	相模原市議会議員	臼井	貴彦
提出者	相模原市議会議員	小野	弘
提出者	相模原市議会議員	石川	将誠
提出者	相模原市議会議員	五十嵐	千代
提出者	相模原市議会議員	西家	克己

北朝鮮による核実験及びミサイル発射に強く抗議する決議

北朝鮮は 9 月 3 日に水爆実験を行い成功したと発表した。また、8 月 29 日の早朝には北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、北海道上空を通過し、約 2,700 キロメートルを飛行後、北海道襟裳岬の東方約 1,180 キロメートル付近に落下した。このことを受け 9 月 11 日に国連安全保障理事会において北朝鮮に対する制裁決議が全会一致で採択されたにも拘らず、この決議直後の 9 月 15 日早朝に、再度の北海道上空を通過する弾道ミサイルが発射された。

北朝鮮による度重なる核実験及び弾道ミサイルの発射は、国連安全保障理事会決議や日朝平壤宣言などに違反することは明白である。

このような行為に対しては、国際社会が北朝鮮に対し国連安全保障理事会決議の遵守を求めており、わが国並びに北東アジアの平和と安定を脅かすものであるのみならず、国際社会全体の安全保障に対する明らかな挑発行為である。これは極めて深刻な危機を及ぼすものであり、断じて許されるものではない。

よって、本市議会は、北朝鮮政府に対し、核実験及び弾道ミサイルの発射禁止、その計画に係る全ての活動の停止、北朝鮮に義務付けられた国連安全保障理事会決議の遵守を強く求めるものである。

以上、決議する。

相 模 原 市 議 会

平成 29 年 9 月 29 日提出

提出者	相模原市議会議員	小野沢	耕 一
提出者	相模原市議会議員	久保田	浩 孝
提出者	相模原市議会議員	山 下	伸一郎
提出者	相模原市議会議員	小 田	貴 久
提出者	相模原市議会議員	白 井	貴 彦
提出者	相模原市議会議員	小 野	弘
提出者	相模原市議会議員	石 川	将 誠

提出者 相模原市議会議員 五十嵐 千 代

提出者 相模原市議会議員 西 家 克 己

国による義務教育財源の保障及び教育の機会均等と水準の維持・向上、
並びにゆきとどいた教育の実現を求める意見書

義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革により国庫負担の割合を3分の1に引き下げる改正が行われ、地方自治体の財政状況を圧迫している状況が続いているが、全国的な教育の機会均等と水準の維持・向上や無償制の維持のためには、当該制度を存続し、国において教育予算を負担することが必要不可欠である。

また、学校現場では、多様な課題を持つ子どもたちに対する個に応じた対応がより一層重要となり、いじめや不登校等の問題も深刻化し、さらに子どもの貧困や虐待等への対応も求められている。

そのような中で今年4月に文部科学省が公表した「勤務実態調査」では、3～5割の教員が一月の時間外労働が80時間（過労死ライン相当）以上となっており、1割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかになった。

未来を担う子どもたちを育む学校現場において、ゆきとどいた教育を実現するため、学級編制標準の見直しや教職員の定数改善、少人数学級の着実な実施・進行など、教育環境を整備するための予算を確保・拡充することは急務である。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償制度を継続すること。
- 2 ゆきとどいた教育を実現するために、学級編制標準の見直しや教職員の定数改善、少人数学習や少人数学級の推進など、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国 会 あ て
内 閣

平成 2 9 年 9 月 2 9 日 提 出

提出者	相模原市議会議員	久保田	浩	孝
提出者	相模原市議会議員	小 野		弘
提出者	相模原市議会議員	南 波	秀	樹
提出者	相模原市議会議員	松 永	千	賀子
提出者	相模原市議会議員	石 川	将	誠
提出者	相模原市議会議員	五十嵐	千	代
提出者	相模原市議会議員	栗 原		大
提出者	相模原市議会議員	江 成	直	士
提出者	相模原市議会議員	稻 垣		稔